

あいち小児保健医療総合センター院内保育所運營業務委託における募集要項

1 趣旨

あいち小児保健医療総合センターでは、医師、看護師等の医療従事者が働きやすい職場環境の実現を目指しており、その一環として院内保育所を整備する。

院内保育所の運營業務を委託する事業者の選定にあたっては、利用者の視点に立ち、かつ効率的で質の高いサービスを提供できる事業者に委託できるよう、プロポーザル（企画提案）方式により選定を実施するものです。

2 保育所概要

名称：あいち小児保健医療総合センター院内保育所

設置者：愛知県

所在地：大府市森岡町七丁目 426 番地

入所定員：昼間 26名

受入対象：生後6か月から、3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子

利用対象者：あいち小児保健医療総合センターに勤務する職員が保護者である乳幼児

施設概要：木造平屋建 162㎡（別添図面のとおり）

3 委託業務の概要

(1) 業務名

あいち小児保健医療総合センター院内保育所運營業務

(2) 業務内容

院内保育所の運営

(3) 業務期間

令和5年1月1日から令和8年10月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 保育の実施場所

詳細については別添図面のとおり

4 参加資格及び募集条件

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② この公告の日から審査結果通知の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ③ 愛知県における物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和4・5年度入札参加資格者名簿）大分類「3. 役務の提供等」の中分類「16. その他の業務委託等」のうち「99. その他」に登録されている者であること。
- ④ この公告の日から審査結果通知の日までの期間において、愛知県病院事業庁が定める指名停止取扱要領等により指名停止措置を受けている期間中である者に該当する者でないこと。

- ⑤ 病院内保育所の良好な運営実績が1年以上あり、かつ、病院内保育所の24時間保育又は夜間保育及び病児保育の良好な運営実績が1年以上あり、現在も継続していること。
- ⑥ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

(2) 募集条件

次に掲げるすべての事項に同意できる者であること

- ① 法令、通知等を遵守し、保育所運営を実施すること。
- ② 認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を基本として、保育所運営を実施すること。
- ③ 別紙1「あいち小児保健医療総合センター院内保育所保育条件」と同等又はそれ以上の保育条件により保育所運営を実施すること。
- ④ 契約期間満了等の理由により受託期間が終了する際には、次の事業者に必要な事業引き継ぎを実施できること。
- ⑤ 提案上限金額は、月額3,838,670円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 事業者の選考と契約

(1) 選考までのスケジュール

募集要項の公示・配布	令和5年7月10日（月）から
現地見学会申込期限	令和5年7月12日（水）午後4時まで
現地見学会	令和5年7月13日（木）
質問締切	令和5年7月14日（金）午後4時まで
質問及び回答の配付	令和5年7月25日（火）から27日（木）午後4時まで
参加表明書提出期限	令和5年7月28日（金）午後4時まで
プレゼンテーション	令和5年8月4日（金）午前10時から
審査の結果通知	令和5年8月上旬

(2) 現地見学会

現地見学会を令和5年7月13日（木）午前10時から実施します。参加希望者は現地見学会参加申込書（様式5）を記入のうえ、令和5年7月12日（水）午後4時までに0562-43-0502にFAX送信してください。集合場所はあいち小児保健医療総合センター3階事務部です。

(3) 審査方法

書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(4) プレゼンテーションの実施方法等

提出のあった書類内容等について令和5年8月4日（金）にプレゼンテーションを行っていただきます。実施時間については、別途お知らせします。なお、プレゼンテーションと質疑応答で30分程度を予定しています。

(5) 審査結果の通知

審査結果をプロポーザルの参加事業者へ通知するとともに、受託候補者及び応募者数について公表します。

(6) 契約

審査において委託候補者として選定された事業者と業務委託契約を締結します。

6 応募書類

別紙2「提出書類一覧（審査書類）」に掲げる書類について、正本1部、副本10部を提出してください。

7 応募書類等の交付・提出等

(1) 交付開始日

令和5年7月10日（月）から

(2) 交付場所・連絡先等

〒474-8710

大府市森岡町七丁目426番地

あいち小児保健医療総合センター 事務部管理課総務グループ

TEL 0562-43-0500

FAX 0562-43-0502

（土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）

あいち小児保健医療総合センターのホームページでも配付しております。

(3) 提出先

上記（2）に同じ

(4) 提出期限

令和5年7月28日（金）午後4時まで（期限厳守）

(5) 提出方法等

上記（2）へ持参または郵送とします。郵送の場合は令和5年7月28日午後4時までに必着とし、「書留」による封筒の表に、「あいち小児保健医療総合センター院内保育所業務委託応募書類在中」と朱書きしてください。

(6) 応募辞退の場合

応募書類提出後の辞退の場合は、辞退届（様式自由）を上記（2）あてに提出してください。

8 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
① 経営理念・経営基盤	明確な経営理念と安定した経営基盤があるか。	5
② 業務実績	保育施設の運営実績は十分かつ適正か。	5
③ 財務基盤	財務状況は良好か。	5
④ 運営方針	保育に対する熱意、明確な運営方針があるか。	5
⑤保育内容	日、週、月、年単位での保育計画・内容は適正か。良好かつ安定的なサービス提供が見込めるか。保育の質を高めるための取組みをしているか。	20
⑥夜間・病児保育の内容	夜間・病児保育への対応、保育の定員は適正か。	20
⑦給食への対応	給食に対する考え方、保育の定員は適正か。	10
⑧健康管理・衛生管理	乳幼児の健康管理、衛生管理は適正か	10
⑨職員配置	配置体制は具体的かつ適正か。経験年数、労務管理は適正か、職員の継続的な確保方法は適正か。	25
⑩安全管理	事故、火災、災害に対する体制、訓練は適正かつ十分か。	5
⑪職員の研修・健康管理	職員の研修体制・健康管理は適正か。	5
⑫保護者との連絡・連携	保護者との連携・連絡など保護者への対応は適正か。苦情解決の方法は適正か。	10
⑬個人情報保護・情報公開	個人情報保護・情報公開への考え方、方針、対応は適正か。	5
⑭自主事業・保育の特色	自主事業があるか、内容は適正か。	10
⑮運営経費見積	運営内容・体制に対して経費は適正・低廉か。	10

⑯環境に配慮した事業活動	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。	2
	自動車エコ事業所の認定を受けているか。	
⑰障害者等への就業支援	障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。 (障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象)	2
	名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用しているか。	
	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。	
⑱男女共同参画社会の形成	女性の活躍促進宣言を提出しているか。	2
	あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。	
	えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。	
⑲仕事と生活の調和	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。	2
	あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。	
	くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。	
	愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。	

※評価項目⑯～⑲について、評価項目の2項目以上に適合する場合は満点、1項目のみに適合する場合は満点の2分の1に相当する点とする。

9 応募に関する留意事項

(1) 応募書類の変更

提出された応募書類の変更はできません。

(2) 応募書類等の取扱い

提出された応募書類等は返却しません。なお、提出された応募書類等は本委託の審査以外の目的では使用しません。

(3) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とします。

(4) 応募に関する質問等

応募に関する質問等は、質疑書(様式6)により提出することとします。なお、提出方法は上記7(2)の連絡先に持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出してください。なお、質問の提出期限は令和5年7月14日(金)午後4時までとします。郵送の場合はこの期限内に必着とします。

質問および回答は、令和5年7月25日(火)までに質問者にFAXにて回答するとともに、令和5年7月25日(火)から27日(木)まで参加を希望する者に対してあいち小児保健医療総合センター事務部管理課総務グループで配付いたします。

(5) 書類の追加提出等

あいち小児保健医療総合センターが必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

また、応募書類に疑義がある場合は応募者へ文書等で照会します。

(6) 応募者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、原則として当該応募者は失格とします。

- ① 提出期限を過ぎてから応募書類の提出があった場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本募集要項に違反すると認められる場合

1 0 委託料の支払い方法(予定)

委託料については、原則として、受託業者からの請求に基づき翌月末に支払うこととします。

1 1 その他

本募集要項に定めのない場合は、別途指示することとします。

あいち小児保健医療総合センター院内保育所保育条件

あいち小児保健医療総合センター院内保育所（以下「院内保育所」という。）の運営については、本保育条件に基づき行うものとする。

1 保育内容

- (1) 保育時間 午前7時30分から午後7時00分まで
- (2) 休所日 土曜日及び日曜日(金曜日の午後7時00分～月曜日の午前7時30分まで)、12月29日から1月3日(12月28日の午後7時00分～1月4日の午前7時30分まで)まで及び病院の指定する日
- (3) 給食等 院内保育所内の調理室において調理した給食（おやつ、アレルギー食、離乳食を含む。）を事業者が提供すること
- (4) 入所予定児童数については「運営経費見積書作成の考え方（別紙3）」を参照してください。
- (5) 将来、病院の運営状況等に応じて、保育時間、休所日等を変更することがあります。

2 保育に従事する職員

- (1) 保育に従事する職員は、保育児数に応じて認可外保育施設指導監督基準を満たす人数を配置すること。
- (2) 保育に従事する職員の概ね3分の1以上は、保育士の資格を有する者であること。
- (3) 保育の実務経験がある常勤の保育士1名を現場責任者として配置すること。
- (4) 保育に従事する職員のうち、3分の1以上は、常勤職員とする。
- (5) 保育に従事する職員数は、保育児の状況により適宜増減できるものとする。
- (6) 保育士は、原則として年度途中での交代は行わないこと。
- (7) 給食の調理には、調理師又は栄養士が従事すること。
なお、常勤とは、週5日（30時間）以上の勤務をいう

3 情報公開及び調査等

受託者は、あいち小児保健医療総合センター及び保護者等から、情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応ずるものとする。

4 保育料等及び委託料の支払い

(1) 保育料等

保育料の種類は次のとおりとする。

- ①基本保育料 ②一時保育料

保育料についてはあいち小児保健医療総合センターが決定し、あいち小児保健医療総合センターの収入とする。

(2) 委託料の支払い

受託者が毎月あいち小児保健医療総合センターに請求書及び明細書を提出する。

あいち小児保健医療総合センターは、請求に基づき翌月に払う。

5 業務負担区分

番号	項目	受託者	病院	保護者
1	現場責任者	○	○※1	
2	入所用パンフレット作成	○(正)	○(副)	
3	利用者への説明(入所希望者向け説明会及び入所者説明会の実施、随時の説明)	○		
4	入所者の選考		○	
5	入退所手続	○		
6	保育所利用予定表作成			○
7	利用予定者名簿管理等	○		
8	保護者会の開催等	○		
9	運営委員会(仮称)の開催等	○	○	○
10	保育料等集計・計算、保護者あて明細書の作成、病院あて請求書及び明細書の作成	○		
11	保育に関わる苦情等の対応	○		
12	保育料徴収事務		○	
13	昼食等の献立作成、食材等の購入、調理及び提供	○		
14	乳幼児の健康管理(給食等のアレルギー管理を含む)	○		
15	乳幼児の賠償責任保険・傷害保険への加入	○		
16	おむつ、着替え、布団上下、毛布、タオルケット、バスタオル、汚れ物入れ等の準備			○
17	日用品等の消耗品及び保育教材の購入(開所時の保育教材は病院)	○	△	
18	什器・備品の購入		○※2	
19	施設・設備の修繕		○※2	
20	光熱水料(電気・ガス・重油・水道)	○		
21	廃棄物の処理費		○	
22	通信費(電話通話料、インターネット通信費等)	○		
23	経理処理業務	○※3		
24	保育所内の清掃	○		
25	保育所運営(利用者へのサービス提供、職員採用、職員の研修、職員労務管理等を含む)	○		

※1 病院側の責任者は、事務部長が行う。

※2 設備・備品に関しては、原則として病院側が無償貸与する。

※3 定期的に経理処理状況を病院へ報告することとする。

6 病院が負担する費用

- ① 土地・建物に係る公租公課
- ② 施設・設備の修繕等の維持管理費用
- ③ その他、病院が負担することが相当と考えられる費用

提出書類一覧(審査書類)

番号	提出書類	備考	部数
1	審査書類等の提出書★	様式1	1
2	事業者の規模・活動状況に関する書類	パンフレット 等も可	1 1
3	現在開設している保育施設に関する資料 (特色、施設の構成、児童数、職員配置、運営内容等)		1 1
4	直近の決算書		1 1
5	保育所運営に関する提案書 ①運営方針 ②保育内容(夜間・病児保育の内容も含む) ③給食への対応 ④健康管理・衛生管理 ⑤職員配置★ ⑥安全管理 ⑦職員の研修・健康管理 ⑧保護者との連絡・連携 ⑨個人情報保護・情報公開 ⑩自主事業・保育の特色	「⑤職員配置」 については勤 務予定者名簿 (様式2)を提 出すること	1 1
6	運営経費見積書★ 基本保育積算内訳★ 運営経費見積書作成の考え方(別紙3)を参照してください。	様式3-1 様式3-2	1 1
7	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書★	様式4	1 1

★所定の様式で提出のこと。

他の書類については様式自由としますが、原則として、A4版縦を基本とし、目次、頁番号を必ずつけてください。

○運営経費見積書作成の考え方

① 基本保育

0歳児4人、1歳児11人、2歳児11人として算出してください。

年齢は4月1日現在の満年齢としてください。

なお、この人数はあくまで提案価格を算定するための際の基礎としていただくものであり、必ずしも契約後に保育していただく人数一致するものではありません。

保育積算内訳も作成してください。

給食の調理のための調理師又は栄養士を1名配置して下さい。

令和 年 月 日

あいち小児保健医療総合センター長様

所在地
法人名
代表者名

審査書類等の提出について

このことについて、「あいち小児保健医療総合センター院内保育所運営業務委託における募集要項」の趣旨を踏まえ、下記のとおり審査書類等を提出します。

1 提出書類

- (1) 審査書類の提出書(様式1) 1部
- (2) 事業者の規模・活動状況に関する書類 11部
- (3) 現在開設している保育施設に関する資料 11部
- (4) 直近の決算書 11部
- (5) 保育所提案に関する提案書 11部
- (6) 運営経費見積書(様式3-1、3-2) 11部
- (7) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式4) . . . 11部

【法人担当者連絡先】

法人名 _____
住 所 _____
所 属 _____
担当者名 _____
電 話 _____
F A X _____
E - m a i l _____

勤務予定者名簿

	担当	氏名	年齢	資格	経験年数	備考
例	運営業務 責任者	愛知 花子	45	保育士	保育士 7年 保育パート 5年	
例	職員	大府 太郎	28	保育士	保育士 2年 保育パート 2年	非常勤職員
1	運営業務 責任者					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

※保育士資格を有する者は保育士免許の写しを添付すること。

常勤でない場合は備考欄に非常勤職員である旨明記すること。

運 営 経 費 見 積 書

令和 年 月 日

あいち小児保健医療総合センター長 様

所在地

商号又は名称

代表者

下記のとおり、お見積もりいたします。

(月額) ¥ _____ 円

件名	数量	単価	金額	備考
あいち小児保健医療総合センター院内 保育所運營業務委託 (内訳) 基本保育料	一式			
小計				
消費税等				
合計				

※ 月額で記載してください。

基本保育積算内訳

科目	金額	備考
給与費 a		
保育士等常勤職員給与		
職員棒給		
職員諸手当		
法定福利費		
保育士等非常勤職員給与		
事業費用 b		
給食費		
保健衛生費		
その他		
事務費用 c		
福利厚生費		
旅費		
消耗品費		
消耗器具備品費		
光熱水費		
修繕費		
役務費		
借料損料		
業務委託費		
その他		
その他の費用 d		
退職給与引当金繰り入れ		
小計 f = (b + c + d)		
計 g = a + f		

※ 月額で記載してください。

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者)住 所

名 称

代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	SDGsとの相関	添付書類 (写)
環境マネジメントシステムの導入	<input type="checkbox"/> ISO14001の認証 <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証 <input type="checkbox"/> KESの認証 <input type="checkbox"/> エコステージの認証		<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 登録・承認証 <input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 認証書
自動車エコ事業所の認定	<input type="checkbox"/> 自動車エコ事業所の認定		<input type="checkbox"/> 認定証
障害者法定雇用率の達成	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況の報告義務がある (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人以上) → <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を達成 → <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を未達成 <input type="checkbox"/> 報告義務がない (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人未満)		<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> なし
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	<input type="checkbox"/> 協力雇用主の登録 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等の雇用		<input type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> 証明書
障害者就労施設等からの調達実績	<input type="checkbox"/> 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績 (当該年度又は前年度)		<input type="checkbox"/> 調達実績の分かる書類 契約書、納品書、請求書、領収書等
女性の活躍促進	<input type="checkbox"/> あいち女性輝きカンパニーの認証 <input type="checkbox"/> 女性の活躍促進宣言の提出 <input type="checkbox"/> えるぼし認定・プラチナえるぼし認定		<input type="checkbox"/> 認証書 <input type="checkbox"/> 受理書(※) <input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 <input type="checkbox"/> あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 <input type="checkbox"/> くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定 <input type="checkbox"/> 愛知県休み方改革マイスター企業の認定	   	<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 賛同書 <input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等 <input type="checkbox"/> 認定証

(※) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

記 入 要 領

- (1) 申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- (2) 「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク (☑) を記入してください。
- (3) 提出にあたっては、「添付書類 (写)」欄の該当項目 (書類) にチェックマーク (☑) を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- (4) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関 (愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体) にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
- (5) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
- 申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
- (6) 「協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください (Webページからもダウンロードできます)。この様式に必要事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。
- (7) 「障害者就労施設等からの調達実績」は、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者からの調達が対象です (愛知県福祉局福祉部障害福祉課Webページで確認できます)。
- なお、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」による登録又は認定を受けたもの (「優先調達登録事業者」及び「共同受注窓口」取扱物品及び役務リストに掲載) に限ります。
- (8) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。
- (9) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先 (愛知県庁 052-961-2111 《代表》)
制度に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関すること	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関すること	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関すること	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
障害者就労施設等からの調達に関すること	愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
女性の活躍促進に関すること (えるぼし認定 (プラチナえるぼし認定を含む) を含む)	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定 (トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む) に関すること	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいっこ家庭教育応援企業への賛同に関すること	愛知県教育委員会教育部あいちの学び推進課家庭教育・地域連携支援グループ
愛知県休み方改革マイスター企業の認定に関すること	愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ

現地見学会参加申込書

令和 年 月 日

あいち小児保健医療総合センター長 殿

「あいち小児保健医療総合センター院内保育所運営業務委託」のプロポーザルに係る現地見学会への参加を申し込みます。

御社名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
参加者氏名	

- ※ 参加者は2名までとします。
- ※ 現地確認時は、病院運営に支障とならないよう注意してください。

質 疑 書

あいち小児保健医療総合センター長様

所在地

法人名

代表者名

あいち小児保健医療総合センター院内保育所運営業務委託における募集要項等について、質疑事項を別紙のとおり提出します。

【担当者連絡先】

法人名 _____

住 所 _____

所 属 _____

担当者名 _____

電 話 _____

F A X _____

E-m a i l _____

法人名 _____

質疑事項	(ページ 行目)
内 容	